



鈴木龍介 編著 『議事録作成の実務と実践』

【評者】 篠 康生

議事録を適正に作成することは、あらゆる会議体において重要なことであるが、商業・法人登記においては、登記申請の添付書類とされることが多く、特に重要である。

本書の「はしがき」によると、本書の特徴として、①議事録作成の前提となる会社法のポイントについて、実務の指針となる根拠を示しつつ、コンパクトに整理すること、②各種の議事録が登記申請の添付書面となることを意識したこと、③基本的なフォームや議案については、英文のものを併せて掲載したことが挙げられている。

この狙いは、成功しているようにみえる。

その要因として、まず編著者に適任者を得たことがある。本書の編著者である鈴木龍介氏は、司法書士であり、商業・法人登記のエキスパートとして広く活躍されている。また、その他の著者も、すべて司法書士である。その視点は、会社の法務実務家と登記実務との架橋となることであり、その試みは、本書のなかで随所にみられる。会社の法務担当者が作成したものが、登記申請の添付書類として使えないということもあるようである。議事録が会社法の要請を踏まえ、登記申請の添付書類としての適格性を備えた議事録作成のポイントが正確に指摘されている。

次に、本書は、登記申請の添付書類としての議事録を類型ごとに取り上げて、分かりやすく説明されている。本書のなかには、「株主総会議事録」「取締役会議事録」「監査役会議事録」「監

査等委員会議事録」に分類された各議事録があり、登記申請に即応している。

さらに、本書の大きな特徴は、議事録のモデル例の多くに英文のものが付け加えられていることである。

今、我が国は、国際化の時代である。会社もその境外でない。株主のみでなく、取引関係者、債権者に外国人が多くなっている。それらの人から会社の議事録の閲覧謄写を求められているとき、その議事録に英文の翻訳が付されていれば、その会社の情報を容易に得ることになるだろう。我が国のロービジネスは、アジアのなかでさえシンガポールの後塵を拝している。日本と外国との国際間取引においては、合意管轄裁判所や仲裁裁判所が定められることが多いが、日本の裁判所がほとんど利用されていない。このことを直視し、その理由の解明がされるべきである。我が国の法体系は、ヨーロッパ大陸法のものにアメリカの制度を加味したもので、極めて優れたものであるが、国際取引において評価が得られないのは、日本語の壁があるように思われる。私は、国際化への対応として、議事録のみでなく、登記事項の英文化をする企業が出てくることを望む。

本書が、司法書士、弁護士など専門家ののみでなく、会社の議事録作成に携わる方々に広く活用されることを期待する。

(レクシスネクシス・ジャパン、A5判264頁・
定価：本体3,000円+税)
(評者は弁護士／元日本公証人連合会会長)